

事 務 連 絡  
令和 6 年 2 月 2 6 日

法務局民事行政部戸籍課長 殿  
地方法務局戸籍課長 殿

法務省民事局民事第一課 佐藤補佐官

戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について  
標記については、平成 2 5 年 3 月 2 8 日付け法務省民一第 3 1 7 号民事局民事第一課長通知（以下「3 1 7 号通知」という。）及び平成 2 7 年 3 月 3 1 日付け事務連絡（以下「平成 2 7 年事務連絡」という。）により取り扱われているところですが、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 7 号。以下「改正法」という。）が令和元年 5 月 3 1 日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 5 8 号）が令和 5 年 6 月 1 6 日に公布され、改正後の戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の一部が本年 3 月 1 日から施行されるとともに、戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年法務省令第 5 号）が本日公布され、本年 3 月 1 日に施行されることに伴い、平成 2 7 年事務連絡別添「戸籍事務の民間委託に関する Q & A」を別紙のとおり改めますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、改正法施行後であっても、3 1 7 号通知に基づき戸籍事務の一部を民間事業者に委託することにより市区町村の職員の執務能力が低下することのないよう十分な対策を講じる必要がありますので、これについても了知の上、併せて周知方取り計らい願います。

# 戸籍事務の民間委託に関する Q & A

(令和6年2月26日更新版)

## 戸籍事務の民間委託に関するQ & A ー 目次

### 第1 総論

- 1-1 民間事業者に対して委託することができる事務か否かの基準いかん。…………… 1
- 1-2 市区町村の職員が関与する体制があれば、市区町村長の判断が必要となる業務についても民間事業者に委託してもよいか。…………… 1
- 1-3 戸籍事務を民間事業者に委託する場合において、これを迅速かつ正確に処理するために留意すべきことはあるか。…………… 1
- 1-4 個人情報保護の観点から注意すべきことはあるか。…………… 2
- 1-5 民間事業者に対して委託をすることを開始しようとする場合には、管轄法務局等に対する相談を要するか。委託を開始した場合には、事務改善等の報告を要するか。…………… 2

### 第2 職員の関与体制

- 2-1 民間事業者において個別の事務処理に疑義が生じた場合に、市区町村の職員に助言又は指示を求め、これを踏まえて事務を処理してもよいか。…………… 3
- 2-2 民間事業者において個別の事務処理に疑義が生じた場合に、市区町村の職員に事務を引き継いでもよいか。引き継いだ後に、同一事件において、再び民間事業者に委託することができるか。…………… 3
- 2-3 委託業務において適切な処理がされなかったことを市区町村の職員が確認した場合に、当該個別事案について、市区町村の職員が民間事業者に対して修正を求めることができるか。…………… 3
- 2-4 委託業務において適切な処理がされなかったことを市区町村の職員が確認した場合に、民間事業者の管理責任者又は従業員に対し、一般的な注意喚起をしてもよいか。…………… 3
- 2-5 市区町村の職員と民間事業者の作業スペースを定めるに当たり、留意すべきことはあるか。…………… 4

### 第3 戸籍謄抄本等の交付請求に関する業務

#### 1 交付請求書の受領及び本人確認

3-1 戸籍法施行規則第11条の2第3号の規定により、現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について説明を求めるなどの方法によって本人確認をすることを民間事業者に委託してもよいか。…………… 5

#### 2 請求書への記載及び添付書面の確認

3-2 民間事業者の従業員が、請求書の記載の遺漏や、添付書面の不足等を発見した場合に、当該従業員が、このことを現に請求の任に当たっている者に指摘することは差し支えないか。  
また、このことを理由として、当該従業員が、請求書等の受領を拒んでもよいか。…………… 6

3-2-2 戸籍法第10条第1項に規定する「戸籍に記載されている者」以外の者が同項に基づき戸籍謄抄本等の交付請求をする場合に、同項に定める親族関係を有する者（請求主体）に当たるか否かを確認することを民間事業者に委託してもよいか。……………6

3-2-3 戸籍法第10条の3第2項の規定により、代理権限又は使者の権限を確認することを民間事業者に委託してもよいか。…………… 7

3-2-4 戸籍法第10条の4の規定により、請求者に必要な説明を求めることを民間事業者に委託してもよいか。…………… 7

#### 3 その他

3-3 戸籍法施行規則第11条の5に定める原本還付に関する業務を民間事業者に委託してもよいか。……………7

### 第4 戸籍の届出に関する業務

#### 1 届書の受領及び本人確認

4-1 戸籍法施行規則第53条の2で準用する戸籍法施行規則第11条の2第3号の規定により、窓口に出頭した者の戸籍の記載事項について説明を求めるなどの方法によって本人確認をすることを民間事業者に委託することができるか。…………… 8

4-1-2 届書の「父母との続き柄」欄の記載等がされていない嫡出でない子の出生の届出や、虚偽の養子縁組であると疑われる類型の届出について届書を民間事業者が受領した場合には、市区町村の職員に対応を引き継

	ぐことを要するか。……………	8
2	届書への記載及び添付書面の確認	
4-2	民間事業者の従業員が、届書の記載の遺漏、添付書面の不足等を発見した場合に、当該従業員が、このことを窓口に出頭した者に指摘することは差し支えないか。 また、このことを理由として、当該従業員が、届書等の受領を拒んでもよいか。……………	8
3	戸籍発收簿への記載、戸籍の記載	
4-3	届出事項の入力（届書入力）業務（法務大臣が保有する戸籍副本情報に対し、異動予約処理や異動処理中処理を行うことを含む）を民間事業者に委託してもよいか。……………	8
4-3-2	審査結果入力業務及び訂正・更正・追完入力業務を民間事業者に委託してもよいか。……………	9
4-3-3	移記事項の入力業務を民間事業者に委託してもよいか。……………	9
4-3-4	届書のスキャン等届書等情報の作成作業や届書等情報の送信作業を民間事業者に委託してもよいか。…	9
第5	その他	
5-1	相談業務を民間事業者に委託してもよいか。……………	10
5-2	非本籍地の市区町村が届出を受け付ける場合等において、本籍地の市区町村に対して電話照会を行うときに、電話照会に関する業務を民間事業者に委託してよいか。……………	10
5-3	受理・不受理証明書、届書の記載事項証明書、届書等情報内容証明書又は婚姻要件具備証明書等の一般行政証明書を発行する業務を民間事業者に委託してもよいか。……………	10
5-4	民間事業者に公印の押印をさせる業務を委託する場合に注意すべきことはあるか。……………	10

第1 総論		
1-1	民間事業者に対して委託することができる事務か否かの基準いかな。	<p>平成25年3月28日法務省民一第317号民事局民事第一課長通知(以下「317号通知」という。)に示されているように、事実上の行為又は補助的行為は民間事業者に対して委託することができるが、市区町村長の判断が必要となる業務は委託することができない(※)。なお、上記いずれの業務に当たるかについて、同通知記4(1)において区分例が示されているが、これは、飽くまで一般的な業務類型として示したものであり、当該類型の業務であれば、例外なくその区分に当たることまでも示したものではない。</p> <p>一般論としては、法令・通達等(マニュアルを含む。以下同じ。)に照らして処理の基準が明白な業務は、裁量的な判断を前提とせず、市区町村長の判断を要しない事実上の行為又は補助的行為となり、委託の範囲内となるが、法令・通達等に照らして処理の基準が明白ではない業務は、裁量的な判断を前提とし、市区町村長の判断が必要となる業務となり、委託の範囲外となる。この考え方については、広域交付(戸籍法第120条の2)や戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(戸籍法第120条の3)といった新たな業務の一部を民間委託する場合であっても変わらない。</p> <p>また、2-1のとおり、上記観点から委託の範囲内とすることができる業務であっても、業務工程次第ではいわゆる「偽装請負」として、法令違反があると評価されることがある。</p> <p>※ 317号通知が事実上の行為又は補助的行為について民間事業者に委託することができるとしていることと、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)第34条に基づき、戸籍謄抄本等の交付の本人による請求の「受付」及び「引渡し」が官民競争入札又は民間競争入札の対象とされていること(※この場合は市区町村職員の官署内常駐などの適切な管理体制が採られることは求められていない。)とは別の法的根拠に基づくものであり、両者を混同すべきでない。</p>
1-2	市区町村の職員が関与する体制があれば、市区町村長の判断が必要となる業務についても民間事業者に委託してもよいか。	市区町村長の判断が必要となる業務については、その判断そのものは職員が自ら行う必要がある。
1-3	戸籍事務を民間事業者に委託する場合において、これを迅速かつ正確に処理するために留意すべきことはあるか。	<p>戸籍事務が民間事業者に委託されることにより、そのサービスが著しく遅滞したり、過誤が頻発するようなことがあれば、戸籍事務に対する国民の信頼を損なうこととなるし、市区町村の職員において関与上の過失がある場合はもちろん、民間事業者にも過失がある場合(※)であっても、事案によっては国家賠償請求の対象となるおそれがある。そこで、戸籍事務を民間事業者に委託する場合でも、これを迅速かつ正確に行う観点から、契約内容や業務工程の編成はもちろん、戸籍事務従事職員の知識・経験の確保にも十分意を用いるべきである。また、職員が決裁処理等の判断を行うに際しても、民間事業者に委託した業務の成果を個別の事件ごと1件1件に適正に確認し、自らの職責で公権力を行使して判断を行うことを自覚しておくことを要する。</p> <p>※ 具体例 民間事業者に不受理申出の有無の確認を委託している場合において、民間事業者が法務大臣が保有する届書等情報(戸籍法施行規則第78条の2第1項第4号)により不受理申出がされていることを確認したものの、民間事業者の過誤により、その事実が市区町村の職員に伝達されず、届出が受理されたとき</p>

1-4	個人情報保護の観点から注意すべきことはあるか。	<p>317号通知記4(2)に示されているとおり、戸籍には高度な個人情報記録されていることに鑑み、個人情報保護については十分な対策を講じる必要がある。委託を受ける民間事業者に対しては、①契約上、個人情報保護及び情報セキュリティに関する法令等を遵守すべきことを明らかにしたり、守秘義務を課したりする(※)ことはもちろん、②損害賠償条項を定めたり、③適切な監視体制を構築したり、④民間事業者において責任を持って従業員に対して研修を行うことを義務づけたりするなど、必要な手当てを行うべきである。</p> <p>※ 公共サービス改革法第25条第2項の場合とは異なり、みなし公務員の規定は適用されない。</p>
1-5	民間事業者に対して委託をすることを開始しようとする場合には、管轄法務局等に対する相談を要するか。委託を開始した場合には、事務改善等の報告を要するか。	<p>戸籍事務の適正を期するため、あらかじめ、委託契約締結前に、仕様書案、具体的な事務処理工程案等を示した上で、管轄法務局等に相談すべきである(※)。また、委託を開始する場合には、事務改善等の報告をすることを要する。なお、既に委託契約を締結しており、管轄法務局等上記報告をしていない場合には、本Q&amp;Aを踏まえた上で、事務改善等の報告をすることを要する。</p> <p>※ 戸籍事務を民間事業者に委託する場合、一般的には戸籍事務の取扱いに関して疑義を生じたときに当たるため、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して法務大臣にその指示を求める(戸籍法施行規則第82条)ことになる。</p>



第2 職員の関与体制		
2-1	民間事業者において個別の事務処理に疑義が生じた場合に、市区町村の職員に助言又は指示を求め、これを踏まえて事務を処理してもよいか。	<p>処理すべきでない。</p> <p>民間事業者の従業員が、一旦発注を受けた事務について疑義が生じ、市区町村の職員に助言又は指示を求め、これらに基づいて事務を処理した場合には、事実上、市区町村長の指揮命令を受けたものと評価されるおそれがある。このような評価を受けると、委託、請負等の名目のいかんにかかわらず、労働者派遣事業に当たることとなり、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号)その他関係法令上の各種規制を遵守していなければ、いわゆる「偽装請負」として、法令違反があると評価されることとなる。個別具体的な委託契約の締結に当たっては、このような労働関係法令の違反とならないか、必要に応じ、各都道府県に設置された労働局需給調整事業課(室)に相談されたい。</p> <p>また、労働局に相談した場合には、その結果を参考として法務局にも情報提供されたい。</p>
2-2	民間事業者において個別の事務処理に疑義が生じた場合に、市区町村の職員に事務を引き継いでもよいか。引き継いだ後に、同一事件において、再び民間事業者に委託することができるか。	<p>民間事業者において個別の事務処理に疑義が生じた場合には、これを市区町村職員において引き継いで処理すべきであるが、その際には、偽装請負との評価をされないよう、あらかじめ、そのような引継ぎを行うことを内容とする契約を定めておくこと等によりその事務を委託の範囲外とし、引継ぎの後は、その事務については市区町村の職員において事務を処理する取扱いをすることとすべきである。</p> <p>一旦当該事務を市区町村が処理することとした後に、再度、同一事件の同一事務を民間事業者に委託すると、実質的には当該業務の処理方法に関して民間事業者に対して助言又は指示を行うこととなり、2-1と同様、偽装請負と評価されるおそれがある。なお、届出事件等の一連の事務のうち、可分な事務ごとに委託をするものとした上で、一旦市区町村の職員が処理することとした事務に後続する他の事務を別途委託することは差し支えない(※)。</p> <p>※ 具体例</p> <p>例えば、届出事件の処理の際に、届書入力を市区町村の職員が処理することとした後に、移記事項入力をする事務などを別途委託する。</p>
2-3	委託業務において適切な処理がされなかったことを市区町村の職員が確認した場合に、当該個別事案について、市区町村の職員が民間事業者に対して修正を求めることができるか。	<p>入力漏れなど、契約上の債務が履行されていない場合に、修正方法についての具体的な指示をせずに、入力漏れなどの補完を求めることは差し支えない。</p> <p>ただし、修正方法を具体的に示して修正を求めると、実質的には民間事業者に対して助言又は指示を行うこととなり、2-1と同様、偽装請負と評価されるおそれがある。</p>
2-4	委託業務において適切な処理がされなかったことを市区町村の職員が確認した場合に、民間事業者の管理責任者又は従業員に対し、一般的な注意喚起をしてもよいか。	<p>個別の事案の処理を離れ、市区町村の職員と民間事業者の管理責任者間の協議において、一般的な注意喚起を行うことは差し支えない。むしろ、注意喚起をした上で、民間事業者側において、従業員全体に対して注意を徹底し、担当者が交代しても引き継がれる体制を確保することは、サービスの向上につながるため、励行すべきである。</p> <p>ただし、偽装請負との評価をされないよう、市区町村の職員が民間事業者の従業員に対して直接注意をすべきではない。また、業務の作業工程に関し、法令で定まっていない部分について、市区町村の職員がその順序・方法等の具体的指示を行ったり、個別の従業員の配置や業務の割付け等を決定したりすると、民間事業者が業務の遂行に関する管理を行っていないとして、偽装請負と評価されるおそれがある。</p>



2-5	市区町村の職員と民間事業者の作業スペースを定めるに当たり、留意すべきことはあるか。	市区町村の職員が民間事業者の従業員に対し、業務の遂行方法について直接指示を行うなど、偽装請負を誘発する状況にならないよう、可能な限り、作業スペースを区分し、市区町村の職員と民間事業者の従業員とを識別しやすい環境におくことが望ましい。
-----	---	--

第3 戸籍謄抄本等の交付請求に関する業務

1 交付請求書の受領及び本人確認

3-1	戸籍法施行規則第11条の2第3号の規定により、現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について説明を求めるなどの方法によって本人確認をすることを民間事業者に委託してもよいか。	委託すべきでない。 317号通知の記4(1)ア(ア)において、本人確認は事実上の行為又は補助的行為に区分されているが、戸籍法施行規則第11条の2第3号の規定により、現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について、請求を受けた市区町村長の求めに応じて説明する方法は、質問内容の設定、質問に対する答え振りや挙措動作の確認、これを受けた再質問内容の設定等、聴き取りの状況に即応した裁量的判断が求められることから、当該方法により本人確認をすることは、市区町村長の判断が必要となる業務であり、民間事業者への委託になじまない(※)。 ※ 運用上の工夫例 ・現に請求の任に当たっている者の本人確認につき、戸籍法施行規則第11条の2第1号又は第2号の方法による確認行為のみを委託し、これができないことが判明したときには市区町村の職員に対応を委ねる。職員から現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について説明を求め、その説明において、表情、態度、様子、挙措、動作並びに所要の質問への反応、表現、話し方及び内容等を総合し、本人であるとの心証を得るには至らなかった場合には、対応した職員の判断により交付不交付の決定をする。
-----	---	---

2 請求書への記載及び添付書面の確認

<p>3-2</p>	<p>民間事業者の従業員が、請求書の記載の遺漏や、添付書面の不足等を発見した場合に、当該従業員が、このことを現に請求の任に当たっている者に指摘することは差し支えないか。 また、このことを理由として、当該従業員が、請求書等の受領を拒んでもよいか。</p>	<p>前段:原則として、差し支えない。 民間事業者において、法令・通達等に照らして明白な請求書の記載の遺漏や、添付書面の不足等(※1)を発見し、その旨を現に請求の任に当たっている者に指摘することは、原則として、317号通知記4(1)ア(ア)に定める事実上の行為又は補助的行為に該当する。 ただし、請求書の記載の遺漏等が法令・通達等に照らして明白ではない場合には、この限りではない(その場合は民間事業者の従業員は請求書等を受領し、職員に引き継ぐ。)。例えば、請求書の記載が不十分であり、補正を要するか否かについて、あらかじめ画一的な基準が示されておらず、又は、性質上基準を示すことができず、裁量的な判断を要する場合(※2、※3)は、市区町村長の判断が必要となる業務となり、民間事業者の従業員が請求書の記載が不十分であることを指摘すべきではない。 ※1 具体例 ・戸籍法第10条の2第1項第1号の規定により請求書への記載が求められる「権利又は義務の発生原因及び内容」や「戸籍の記載事項の確認を必要とする理由」について、全く記載がない場合 ・戸籍法第10条の3第2項に定める請求の任に当たっている者が代理人等である場合にもかかわらず、権限確認書面の添付が一切ない場合 ※2 具体例 ・戸籍法第10条の2第1項第1号の規定により請求書への記載が求められる「権利又は義務の発生原因及び内容」や「戸籍の記載事項の確認を必要とする理由」について、どの程度の記載を要するかの基準が示されておらず、これらの事項について抽象的な記載はあるが、具体的に記載されていないと思料される場合など ※3 「権利又は義務の発生原因及び内容」や「戸籍の記載事項の確認を必要とする理由」について、どの程度の記載を要するかについては、例えば、「請求者(甲)は、乙に対し、令和〇〇年〇〇月〇〇日、弁済期を令和〇〇年〇〇月〇〇日として〇〇万円を貸し渡したが、〇〇円が未返済のまま、乙が令和〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したことから、当該貸金の返還を求めるに当たり、乙が記載されている戸籍によってその相続人を特定する必要がある。」、「請求者(甲)は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇(場所)において、乙運転の車に衝突されたことによって負傷して治療を受けたが、治療に要した費用の支払いを受けられないまま、乙が令和〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したことから、その支払を求めるに当たり、乙が記載されている戸籍によってその相続人を特定する必要がある。」等の具体的な記載があることを要するものと考えられる。 後段:受領を拒んではならず、職員に引き継ぐべきである。 民間事業者が、請求書の記載の遺漏があることや、添付書面の不足等を理由として当該請求書等を返戻することは、本来市区町村の職員が判断して行うべき不交付処分を民間事業者が実質的に行ったものと評価されかねない。</p>
<p>3-2-2</p>	<p>戸籍法第10条第1項に規定する「戸籍に記載されている者」以外の者が同項に基づき戸籍謄抄本等の交付請求をする場合に、同項に定める親族関係を有する者(請求主体)に当たるか否かを確認することを民間事業者に委託してもよいか。</p>	<p>委託すべきでない。 請求主体に当たるかについては、市区町村長が保有する戸籍情報又は法務大臣が保有する戸籍副本情報を参照することで判断する方法を想定しているところ、参照した情報から請求者が請求主体に当たることを確認すること自体は、市区町村長の判断を必要とする業務であり、民間委託になじまない。 なお、市区町村長が判断するための資料収集として戸籍副本情報を参照することは、事実上の行為又は補助的行為として民間事業者に委託することができる。</p>

3-2-3	戸籍法第10条の3第2項の規定により、代理権限又は使者の権限を確認することを民間事業者に委託してもよいか。	<p>委託すべきでない。</p> <p>戸籍法第10条の3第2項の規定に基づき提出された権限確認書面の記載内容から、現に請求の任に当たっている者が代理権限又は使者の権限を確認すること自体は、市区町村長の判断を必要とする業務であり、民間委託になじまない。なお、請求者（請求者が法人であるときはその代表者）が作成した委任状などの権限確認書面の提出の有無を確認することは、317号通知記4(1)ア(ア)に定める「添付書面の確認」であり、事実上の行為又は補助的行為として民間事業者に委託することができる(※)。</p> <p>※ 運用上の工夫例</p> <p>・請求者が第10条の3第2項の規定により、代理権限又は使者の権限を確認できる書面を示して請求書を提出してきた場合、民間事業者には当該書面が提出された事実のみを確認した上で一旦請求書類を受領することまでを委託し、請求者が示した書面等により代理権限又は使者の権限を確認できるか否かの判断は、交付不交付を判断する市区町村の職員に委ねる。職員は、添付された書面等から請求者につき代理権限又は使者の権限があるか否かを確認した上で交付不交付の決定をする。</p>
3-2-4	戸籍法第10条の4の規定により、請求者に必要な説明を求めることを民間事業者に委託してもよいか。	<p>委託すべきでない。</p> <p>戸籍法第10条の4の規定により、現に請求の任に当たっている者に対し必要な説明を求めることは、同法第10条の2第1項から第5項までの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるときに行われるものであることから、これらの規定の要件を満たしているとは認められないとの判断が前提となっている。また、求める説明の内容の設定など、請求の任に当たっている者とのやり取りの中で裁量的判断が求められることから、請求者に必要な説明を求めることは、市区町村長の判断を必要とする業務であり、民間事業者への委託になじまない(※)。</p> <p>※ 運用上の工夫例</p> <p>・交付請求書上に記載された内容が、例えば、①「貸金債権を請求するため」というように行使する権利について具体的な記載のない場合、②債権者が、死亡した貸金債権の債務者の相続人を知るためとの理由で交付の請求をする際に、交付請求書に記載された貸付年月日が債務者の死亡後となっているような場合、③関係者から請求者の請求の理由の内容が虚偽である旨の資料が事前に提供された場合等であっても、民間事業者に交付請求書を一旦受領することまでを委託し、交付不交付の決定を行う市区町村の職員が交付請求書に記載された内容から各交付要件の存否を認定し、明らかにすべき事項が明らかにされていないと認めるときに、請求者に対して必要な説明を求め、交付請求書上の記載が十分となったとき又は矛盾が解消されたときに限り、交付の請求を認める。</p>
3 その他		
3-3	戸籍法施行規則第11条の5に定める原本還付に関する業務を民間事業者に委託してもよいか。	<p>原本還付をするか否かを判断することは委託すべきでないが、原本還付の定型的作業を実施することは委託してもよい。</p> <p>戸籍法施行規則第11条の5第1項本文の規定により、請求者は、交付請求の際に提出された書面の原本還付を求めることができるが、①当該交付請求のためにのみ作成された委任状その他の書面(同項ただし書)及び②偽装された書面その他不正な交付請求のために用いられた疑いがある書面(同条第4項)については還付されない。したがって、原本還付をするか否かを判断するには、これらの書面に当たるか否かを裁量的に判断する必要があり、それ自体市区町村長の判断が必要となる業務であるため、民間事業者への委託になじまない。</p> <p>一方、市区町村の職員による判断の後、実際に原本還付を実施すること(原本と謄本の照合、謄本への原本還付の旨の記載を含む。)は、民間事業者に委託することができる。</p>

第4 戸籍の届出に関する業務		
1 届書の受領及び本人確認		
4-1	戸籍法施行規則第53条の2で準用する戸籍法施行規則第11条の2第3号の規定により、窓口に出頭した者の戸籍の記載事項について説明を求めるなどの方法によって本人確認をすることを民間事業者に委託することができるか。	3-1に準ずる。
4-1-2	届書の「父母との続き柄」欄の記載等がされていない嫡出でない子の出生の届出や、虚偽の養子縁組であると疑われる類型の届出について届書を民間事業者が受領した場合には、市区町村の職員に対応を引き継ぐことを要するか。	引き継ぐべきである。 これらの届出については、平成22年3月24日付け民一第729号民事局民事第一課長通知や、平成22年12月27日付け民一第3200号民事局長通達等により取扱いが定められているところ、届出人からの質問が多岐・微細にわたり、市区町村長の判断を要する可能性が高いため、民間事業者がこれらの届出に係る届書を受領した場合には、自ら対応せず職員に対応を引き継ぐべきである。
2 届書への記載及び添付書面の確認		
4-2	民間事業者の従業員が、届書の記載の遺漏、添付書面の不足等を発見した場合に、当該従業員が、このことを窓口に出頭した者に指摘することは差し支えないか。また、このことを理由として、当該従業員が、届書等の受領を拒んでもよいか。	3-2に準ずる。
3 戸籍発取簿への記載、戸籍の記載		
4-3	届出事項の入力(届書入力)業務(法務大臣が保有する戸籍副本情報に対し、異動予約処理や異動処理中処理を行うことを含む)を民間事業者に委託してもよいか。	基本的に委託してもよい。ただし、以下のとおり留意すべき点がある。 コンピュータ化された戸籍事務における届書入力(法務大臣が保有する戸籍副本情報に対し、異動予約処理や異動処理中処理を行うことを含む。)は、それ自体は事実上の行為にすぎないから、基本的には、民間事業者に委託することができる(※1)。 一方、戸籍情報システムにおいては、戸籍事務の適正迅速を図るため、入力された個々の届出事項が入力すべき事項として適当であること及び相互の事項に矛盾がないことを点検するとともに、受理要件を審査し、当該事項が不適当な場合若しくは矛盾する場合又は法令に適合していない場合は、その旨を表示する機能(自動審査機能)が備えられるべきこととされている(平成6年11月16日法務省民一第7002号民事局長通達別添基準書第2の1)。届書の記載と入力内容の突合を行い、届出の受理要件を審査し、処分決定を行うことは、市区町村長の判断が必要となる業務であって、市区町村の職員がこれを行うべきであるから、市区町村の職員において、上記表示が現れたことを認識し、実質的に自動審査機能を活用することができるよう、業務処理工程等を工夫することが適当である点に留意を要する(※2、※3)。 ※1 誤字を正字等に訂正又は更正する際に、当該誤字が「誤字俗字・正字一覧表」に掲載されている誤字の例に合致せず、どの正字等に訂正等すべきか疑義が生じる場合など、届書入力に際して疑義が生じる場合には、その部分は法令・通達等に照らして明確ではなく、委託の範囲外であるから、民間事業者において入力をすべきでない。 ※2 工夫例 届書入力画面に入力後、処分決定画面に遷移する際に、自動審査機能に基づく表示が現れる設計となっている場合に、民間事業者が届書入力を行った後、同表示の内容をひとまず是とした上で、処分決定は保留し、再度市区町村の職員が届書入力画面を展開し、同表示の内容を吟味した上で、処分決定を行う。 ※3 他の市区町村において既に受理され、当該市区町村に送付された届出に係る届書入力については、この限りでない。



4-3-2	審査結果入力業務及び訂正・更正・追完入力業務を民間事業者へ委託してもよいか。	<p>基本的に委託してもよい。ただし、以下のとおり留意すべき点がある。</p> <p>法令・通達等に照らして審査結果入力又は訂正・更正・追完入力業務(以下「審査結果入力等」という。)の内容が明白となる場合には、その業務は事実上の行為又は補助的行為であり、民間事業者へ委託することができる(※1、※2)。ただし、審査結果入力等については、処理が複雑かつ非定型的なものも多いことから、法令・通達等に照らして審査結果入力等の内容が明白とならない場合には、この限りでない。</p> <p>※1 あらかじめ記載例を民間事業者に示した上で、民間事業者へ委託をすることは差し支えないが、市区町村の職員が民間事業者に対し、個別の事案ごとに具体的な指示をすると、2-1と同様、偽装請負と評価されるおそれがある。</p> <p>※2 具体例</p> <p>・嫡出でない子の出生届の事件本人が入るべき出生当時の母の戸籍において、母が除籍されている場合、審査結果入力による入力事項が法定記載例又は参考記載例のとおりであり、疑問をさしはさむ余地がないときは、民間事業者がこれをひとまず入力し、保留した上で、再度市区町村の職員が入力画面を展開し、入力内容を吟味した上で、処分決定及び決裁を行う。</p>
4-3-3	移記事項の入力業務を民間事業者へ委託してもよいか。	<p>基本的に委託してもよい。ただし、以下のとおり留意すべき点がある。</p> <p>317号通知記4(1)イ(ア)において、「戸籍の記載」は事実上の行為又は補助的行為に区分されており、コンピュータ化された戸籍事務における移記事項の入力は、この「戸籍の記載」に当たる。そして、身分事項の移記については、戸籍法施行規則第39条第1項各号において、移記を要する事項が決められているため、基本的には、法令・通達等に照らして明白な身分事項の移記に係る入力については、事実上の行為又は補助的行為と考えられ、民間事業者へ委託することができる。</p> <p>もともと、例外的に、特記事項等の一部の身分事項について移記を要するか否かにつき、法令・通達等に照らして明白ではなく、高度な判断を要する場合(※)があり得るが、このような場合には市区町村の職員が移記事項の入力業務を行う必要がある。このため、民間事業者に対して移記事項の入力業務を委託する前段階(受理審査後)において、法務局に処理照会等をすることが必要であるか否かを含め、移記事項の入力につき高度な判断を要するか否かについて市区町村の記載調査担当職員が判断し、高度な判断を要する場合に、市区町村の職員が対応することができる体制が整っているときは、高度な判断を要しない移記事項の入力は事実上の行為といえることから、民間事業者へ委託することができる。このような移記事項の入力を民間事業者へ委託する場合には、あらかじめ民間事業者に対して移記事項の入力手順を示しておく必要がある。</p> <p>なお、①委託後、民間事業者において処理することに疑義のある事案は、委託の範囲外として市区町村の職員が処理することとなるほか(2-2参照)、②移記事項を含めた戸籍記載後の決裁(校合)処理を市区町村の職員が行う際に、移記事項の記載の適正について十分に審査する必要がある。</p> <p>※ 具体例</p> <p>・従前戸籍の記載に、正字を特定できない誤字や移記後に記載内容の変更を生じ得る特記事項などが含まれている場合の移記事項の入力業務</p>
4-3-4	届書のスキャン等届書等情報の作成作業や届書等情報の送信作業を民間事業者へ委託してもよいか。	<p>原則として差し支えない。</p> <p>これらの行為は、事実上の行為又は補助的行為であり、民間事業者へ委託することができる。ただし、処理が複雑かつ非定型的なものであって、法令・通達等に照らして作業すべき内容が明白とならない場合には、この限りでない。</p>

第5 その他		
5-1	相談業務を民間事業者へ委託してもよいか。	<p>相談業務については、質問が多岐・微細にわたると誤った回答をするおそれがある上、戸籍事務以外の手続についても案内すべき場合もあると考えられるため、なるべく市区町村の職員が行うことが過誤やトラブルを避けるために有効である。</p> <p>ただし、相談の内容が法令・通達等に照らして明白(※)であれば、民間事業者において、これに回答することは事実上の行為又は補助的行為に該当するので、民間事業者へ委託することは可能と考える。もっとも、民間事業者へ委託した相談業務に関して、市区町村の職員から民間事業者の従業員に対して個別に指示を行うことはできないため、あらかじめ契約で委託する相談業務の範囲を定型的なものとするを定めておくこと等により、民間事業者が相談に対して回答する際に、疑義が生じる場合には、職員に対応を引き継ぐこととしておくべきである。</p> <p>※ 具体例 ・「(日本人同士で)婚姻の届出をしたいと考えているが、婚姻届の書き方を教えてほしい。」との相談</p>
5-2	非本籍地の市区町村が届出を受け付ける場合等において、本籍地の市区町村に対して電話照会を行うときに、電話照会に関する業務を民間事業者へ委託してよいか。	<p>原則として、法務大臣が保有する戸籍副本情報を参照することで審査する方法を想定しており、電話照会は想定していないが、引き続き電話照会を行う場合は、従前どおり基本的に委託してもよい。ただし、留意すべき点がある。</p> <p>本籍地側において電話照会を受け、照会において特定された戸籍情報(戸籍副本情報を除く。以下、同じ)を確認して回答することは、本籍地に確認すべき戸籍情報が法令・通達等に照らして明白となる場合(※)には、裁量の余地のない事実上の行為であり、民間事業者へ委託することができる。</p> <p>また、非本籍地側において電話照会をし、照会した戸籍情報の回答を受けることは、本籍地に確認すべき戸籍情報が法令・通達等に照らして明白となる場合(※)には、事実上の行為又は補助的行為であり、民間事業者へ委託することができる。</p> <p>ただし、本籍地に確認すべき戸籍情報が法令・通達等に照らして明白とならない場合には、この限りでない。</p> <p>※ 具体例 ・婚姻の届出において、夫となる者が現に婚姻をしていないかを確認すること ・不受理申出がされているかを確認すること</p>
5-3	受理・不受理証明書、届書の記載事項証明書、届書等情報内容証明書又は婚姻要件具備証明書等の一般行政証明書を発行する業務を民間事業者へ委託してもよいか。	<p>証明書の作成など、事実上の行為又は補助的行為に限り、委託してもよい。</p> <p>証明書の発行をするか否かの判断は、市区町村の職員が行うべきである。また、証明書の発行に伴い案内すべき事項がある場合には、案内に遺漏のないよう市区町村の職員自ら案内を行うか、案内事項を定めて民間事業者の従業員が自らの判断で行うことができるような形で委託すべきである。</p> <p>なお、DV被害者等に対する支援措置を行っている場合における届書の記載事項証明書又は届書等情報内容証明書の発行に当たっては、証明書の記載内容について、市区町村の職員が慎重に確認すべきである。</p>
5-4	民間事業者へ公印の押印をさせる業務を委託する場合に注意すべきことはあるか。	<p>市区町村長の判断を必要とする行為を市区町村職員が行うことが前提に、公印の押印を民間事業者へ委託する場合には、これを冒用されないよう、いたずらに民間事業者へ公印を保持させず、管理簿を備え付けるなどして厳重に管理すべきである。</p> <p>また、公印の押印を民間事業者へ委託する場合には、電子印によるものも含め、証明書が適正に作成されているか、交付前に職員が確認すべきである。</p>